



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 2 月 12 日 (金曜日) 第 179 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○議決された予算の要領の公表…………… (財政課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定予定 (2 件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定 (2 件) …………… (砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 5	
	○違反広告物等の除去命令…………… (都市計画課) 6
	○令和 3 年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (物品管理調達課) 6
	公 告
	○地図及び簿冊の認証 (2 件) …………… (農村計画課) 7
	○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 7
	○土地区画整理事業の換地処分の変更の届出…………… (都市計画課) 8
	病院局公告
	○落札者等の公告 (2 件) …………… 8

告 示

宮崎県告示第 106号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 219条第 2 項の規定により、令和 3 年 1 月宮崎県議会臨時会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
サンライト薬局 大島店	宮崎市	薬局	令和 3 年 2 月 1 日

宮崎県告示第 108号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字山田286-1、2286-20、2286-30、2286-31、2286-53、2286-60から2286-64まで、2286-66から2286-72まで、2286-74から2286-76まで、2286-94から2286-111まで、2286-116、2286-117、2286-178から2286-181まで、2286-188、2286-195、2286-198、2286-199、2327-乙、2330、2331-1、2331-2、2332-1、字荒谷^{かん}2333から2333まで、2336-乙、2338、2339
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 109号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字木浦1415-29
 - 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - ア 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 110号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 2 月 12 日から同年同月 26 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
46	県道	高城山 田線	都城市下水 流町 421番 1 地先から 同市上水流 町 977番9 まで	旧	7.7～ 13.5	693.8
				新	13.1～ 17.5	693.8

宮崎県告示第 111号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 2 月 12 日から同年同月 26 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字大久 保1390番2 地先から同 郡同町同大 字同字1232 番3地先ま で	旧	4.5～ 12.1	59.2
				新	9.2～ 21.8	59.2

宮崎県告示第 112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
諸 塚 村	川 の 口	36-03	地 滑 り

家代栗の尾	36-04	地 滑 り
中 尾	36-06	地 滑 り
小 布 所	36-10	地 滑 り
戸 下	36-12	地 滑 り
黒 葛 原	36-14	地 滑 り
浅 藪	36-15	地 滑 り
中 の 又	林36-1	地 滑 り
小原井川	09- 429- 1- 004	土 石 流
中戸口川	09- 429- 1- 005	土 石 流
小原井川1	09- 429- 2- 004	土 石 流
小原井川2	09- 429- 2- 005	土 石 流
小原井川3	09- 429- 2- 006	土 石 流
小原井川3 -新①	09- 429- 2- 006 -新①	土 石 流
小原井川3 -新②	09- 429- 2- 006 -新②	土 石 流
古原谷川	09- 429- 2- 016	土 石 流
草木原谷川	09- 429- 2- 017	土 石 流
黒 葛 原	I- 1- 1356	急傾斜地の崩壊
黒葛原-新 ①	I- 1- 1356- 新①	急傾斜地の崩壊
栗 の 尾	I- 1- 1357	急傾斜地の崩壊
川 の 口	I- 1- 1359	急傾斜地の崩壊
川の口-新 ①	I- 1- 1359- 新①	急傾斜地の崩壊
川の口-新 ②	I- 1- 1359- 新②	急傾斜地の崩壊
川の口-新 ③	I- 1- 1359- 新③	急傾斜地の崩壊

川の口-新④ I-1-1359-新④ 急傾斜地の崩壊			令和3年2月12日 宮崎県知事 河野俊嗣			
下小原井-新① I-1-1384-新① 急傾斜地の崩壊			市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
獵師藪-1 II-1-7083 急傾斜地の崩壊			椎葉村	内の八重川	09-430-1-021	土石流
獵師藪-2 II-1-7084 急傾斜地の崩壊				山宮谷川	09-430-1-025	土石流
獵師藪-3 II-1-7098 急傾斜地の崩壊				内の八重川1	09-430-2-034	土石流
獵師藪-3-新① II-1-7098-新① 急傾斜地の崩壊				内の八重川1-新①	09-430-2-034-新①	土石流
獵師藪-4 II-1-7099 急傾斜地の崩壊				内の八重川2	09-430-2-035	土石流
小原井-1 II-1-7100 急傾斜地の崩壊				野老ヶ八重谷川	09-430-1-018	土石流
小原井-2 II-1-7101 急傾斜地の崩壊				上椎葉谷川1	09-430-2-032	土石流
小原井-2-新① II-1-7101-新① 急傾斜地の崩壊				野老ヶ八重谷川1	09-430-2-033	土石流
小原井-3 II-1-7102 急傾斜地の崩壊				尾平川3	09-430-2-047	土石流
日ヶ暮 II-1-7127 急傾斜地の崩壊				尾平川4	09-430-2-048	土石流
廻 瀧 II-1-7136 急傾斜地の崩壊				石原谷川	09-430-2-049	土石流
草 木 原 II-1-7137 急傾斜地の崩壊				十 根 川	I-1-1399	急傾斜地の崩壊
古 原 - 1 II-1-7138 急傾斜地の崩壊				十根川-新①	I-1-1399-新①	急傾斜地の崩壊
川 の 口 1 II-1-7141 急傾斜地の崩壊				野老ヶ八重	I-1-1400	急傾斜地の崩壊
下 長 川 II-1-7142 急傾斜地の崩壊				仲 塔	I-1-1402	急傾斜地の崩壊
黒 葛 原 2 II-1-7152 急傾斜地の崩壊				仲塔-新①	I-1-1402-新①	急傾斜地の崩壊
黒葛原2-新① II-1-7152-新① 急傾斜地の崩壊				竹の枝尾	I-1-1413	急傾斜地の崩壊
黒 葛 原 3 II-1-7153 急傾斜地の崩壊				竹の枝尾-新①	I-1-1413-新①	急傾斜地の崩壊
〔「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕				梶 尾	I-2-0066	急傾斜地の崩壊
宮崎県告示第 113号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。 なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。				椎 原	II-1-1401	急傾斜地の崩壊

胡麻山-1	II-1-7192	急傾斜地の崩壊	蔵の元-1 -新②	II-1-7266-新②	急傾斜地の崩壊
胡麻山-2	II-1-7193	急傾斜地の崩壊	野老ヶ八重 -1	II-1-7267	急傾斜地の崩壊
胡麻山-3	II-1-7194	急傾斜地の崩壊	蔵の元-2	II-1-7268	急傾斜地の崩壊
幸 平	II-1-7196	急傾斜地の崩壊	蔵の元-3	II-1-7269	急傾斜地の崩壊
胡麻山-5	II-1-7197	急傾斜地の崩壊	家 の 向	II-1-7274	急傾斜地の崩壊
胡麻山-6	II-1-7198	急傾斜地の崩壊	家の向-新 ①	II-1-7274-新①	急傾斜地の崩壊
久 保	II-1-7246	急傾斜地の崩壊	大 久 保	II-1-7275	急傾斜地の崩壊
仲 塔 - 1	II-1-7247	急傾斜地の崩壊	間 柏 原 上	I-1-1406	急傾斜地の崩壊
古 川	II-1-7249	急傾斜地の崩壊	間柏原上- 新①	I-1-1406-新①	急傾斜地の崩壊
見の木-1	II-1-7250	急傾斜地の崩壊	若 宮	I-1-3546	急傾斜地の崩壊
見の木-1 -新①	II-1-7250-新①	急傾斜地の崩壊	若宮-新①	I-1-3546-新①	急傾斜地の崩壊
見の木-2	II-1-7251	急傾斜地の崩壊	若宮-新②	I-1-3546-新②	急傾斜地の崩壊
内の八重- 1	II-1-7252	急傾斜地の崩壊	若宮-新③	I-1-3546-新③	急傾斜地の崩壊
内の八重- 2	II-1-7253	急傾斜地の崩壊	若宮-新④	I-1-3546-新④	急傾斜地の崩壊
内の八重- 5	II-1-7256	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑤	I-1-3546-新⑤	急傾斜地の崩壊
内の八重- 6	II-1-7257	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑥	I-1-3546-新⑥	急傾斜地の崩壊
一の熊-1	II-1-7258	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑦	I-1-3546-新⑦	急傾斜地の崩壊
一の熊-1 -新①	II-1-7258-新①	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑧	I-1-3546-新⑧	急傾斜地の崩壊
一の熊-1 -新②	II-1-7258-新②	急傾斜地の崩壊	若宮-新⑨	I-1-3546-新⑨	急傾斜地の崩壊
中 の 瀬	II-1-7263	急傾斜地の崩壊	中 椎 葉	I-2-0059	急傾斜地の崩壊
葛 の 元	II-1-7265	急傾斜地の崩壊	間 柏 原	I-2-0061	急傾斜地の崩壊
蔵の元-1	II-1-7266	急傾斜地の崩壊	間柏原-新 ①	I-2-0061-新①	急傾斜地の崩壊
蔵の元-1 -新①	II-1-7266-新①	急傾斜地の崩壊	蔵の元-3 -新①	II-1-7269-新①	急傾斜地の崩壊
			蔵の元-3 -新②	II-1-7269-新②	急傾斜地の崩壊

下椎葉-1	II-1-7270	急傾斜地の崩壊	桑の木原-3-新③	II-1-7340-新③	急傾斜地の崩壊
下椎葉-3	II-1-7272	急傾斜地の崩壊	春の平	II-1-7341	急傾斜地の崩壊
新石原-1	II-1-7276	急傾斜地の崩壊	春の平-新①	II-1-7341-新①	急傾斜地の崩壊
新石原-2	II-1-7277	急傾斜地の崩壊	春の平-新②	II-1-7341-新②	急傾斜地の崩壊
尾田-1	II-1-7331	急傾斜地の崩壊	中椎葉-2	II-1-7342	急傾斜地の崩壊
尾田-1-新①	II-1-7331-新①	急傾斜地の崩壊	中椎葉-3	II-1-7343	急傾斜地の崩壊
尾田-2	II-1-7332	急傾斜地の崩壊	尾平-1	II-1-7344	急傾斜地の崩壊
山中-1	II-1-7333	急傾斜地の崩壊	尾平-1-新①	II-1-7344-新①	急傾斜地の崩壊
山中-1-新①	II-1-7333-新①	急傾斜地の崩壊	尾平-1-新②	II-1-7344-新②	急傾斜地の崩壊
山中-1-新②	II-1-7333-新②	急傾斜地の崩壊	尾平-1-新③	II-1-7344-新③	急傾斜地の崩壊
下水流-1	II-1-7334	急傾斜地の崩壊	尾平-2	II-1-7345	急傾斜地の崩壊
下水流-2	II-1-7335	急傾斜地の崩壊	佐礼住宅	II-2-0060	急傾斜地の崩壊
下水流-3	II-1-7336	急傾斜地の崩壊			
大中尾-3-新①	II-1-7336-新①	急傾斜地の崩壊			
大中尾-3-新②	II-1-7336-新②	急傾斜地の崩壊			
大中尾-3-新③	II-1-7336-新③	急傾斜地の崩壊			
桑の木原-1	II-1-7338	急傾斜地の崩壊			
桑の木原-2	II-1-7339	急傾斜地の崩壊			
桑の木原-3	II-1-7340	急傾斜地の崩壊			
桑の木原-3-新①	II-1-7340-新①	急傾斜地の崩壊			
桑の木原-3-新②	II-1-7340-新②	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 114号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	山宮谷川	09-430-1-025	土石流
	内の八重川1-新①	09-430-2-034-新①	土石流
	内の八重川2	09-430-2-035	土石流

野老ヶ八重 谷川	09- 430- 1 - 018	土 石 流
上椎葉谷川 1	09- 430- 2 - 032	土 石 流
野老ヶ八重 谷川 1	09- 430- 2 - 033	土 石 流
尾 平 川 3	09- 430- 2 - 047	土 石 流
尾 平 川 4	09- 430- 2 - 048	土 石 流
石 原 谷 川	09- 430- 2 - 049	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 115号

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）第6条の規定に違反して次の広告物等を設置する者又はこれらを管理する者は、令和3年2月19日までに自らが当該広告物等を設置する者又はこれらを管理する者であることを申し出なければならない。

なお、同日までにその申出がないときは、条例第24条第2項の規定により、宮崎県知事の委任した者が当該広告物等を除却する。

令和3年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

広告物等の種類	広告物等の表示及び設置場所	広告物の表示内容	広告物等の個数
野立（建植）広告	都城市吉之元町5270番5	リゾートランドアルパ（株）ほか	1個

宮崎県告示第 116号

令和3年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びに資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和3年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - (1) 申請の方法
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（

以下「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月1日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る資格を有している者（この告示の公表の際に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
	一般機械器具類	印章
		家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
医療・理化学機器類	工作機器	
	その他	
	医療機器	
	理化学機器	
		計測機器

		介護福祉機器			その他
	農林水産土木機器類	農林水産業機器 建設土木機器		その他	クリーニング 運送 廃棄物処理 調査・研究・検査 保守・点検 食事・給食 保険 文化財保存・修復 その他
	材料類	土建用資材 標識 塗料 諸材			
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備 船舶販売・整備 航空機販売・整備 バイク・自転車			
	印刷類	平版活版 軽印刷 フォーム印刷 特殊印刷 青写真 航空写真・マイクロ写真			
	薬品類	医薬品 農業薬品 化学工業薬品			
	燃料類	石油製品 高圧ガス			
	家具木工類	家具・木工 室内装飾・畳			
	寝具・被服類	寝具 被服・装備品 消防・警察用品 靴・鞆			
	百貨・日用品類	百貨 記念品・美術品 写真・カメラ 時計・貴金属 ガラス・陶器 楽器 スポーツ用品 金物・荒物・雑貨 食品			
	看板・旗類	看板 旗・染物			
	その他	シート・テント 肥飼料・種苗 書籍 古物買受 その他			
サービス(役務の提供)に関する業種	賃貸業務	電算機器 事務機器 その他			
	広告・宣伝	広告代理 催事企画展示 デザイン制作 その他			
	電算業務	電算処理(システム開発含む) データエントリー			

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年7月1日から令和2年3月24日まで
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字糸原の一部
- 4 認証年月日
令和3年2月4日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年7月1日から令和2年3月24日まで
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市大字吉野及び大字堤内の一部
- 4 認証年月日
令和3年2月4日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紙屋第二土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	富田満州男	小林市野尻町紙屋3229番地41
理事	村田正美	小林市野尻町紙屋3418番地
理事	上原和裕	小林市野尻町紙屋2213番地

理 事	前 谷 文 敏	小林市野尻町紙屋2657番地 2
理 事	廣 島 嘉 治	小林市野尻町紙屋2218番地 7
監 事	深 川 國 雄	小林市野尻町紙屋2943番地
監 事	川久保 光 夫	小林市野尻町紙屋3776番地

(任期：令和5年4月9日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	富 田 満州男	小林市野尻町紙屋3229番地41
理 事	村 田 正 美	小林市野尻町紙屋3418番地
理 事	上 原 和 裕	小林市野尻町紙屋2213番地
理 事	前 谷 文 敏	小林市野尻町紙屋2657番地 2
理 事	廣 島 嘉 治	小林市野尻町紙屋2218番地 7
監 事	深 川 國 雄	小林市野尻町紙屋2943番地
監 事	川久保 光 夫	小林市野尻町紙屋3776番地

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3 項の規定により、宮崎市から、令和 2 年10月18日付け宮崎県公報号外第32号で公告した宮崎広域都市計画事業飯田土地区画整理事業の換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分について換地処分をした旨の届出があった。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
外科用イメージ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町 5 番30号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 1 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社レオクラン
大阪府摂津市千里丘 2 丁目 4 番26号
- 5 落札金額

22,500,000円

- 6 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 1 月 7 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 2 月 12 日

宮崎県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
3D解析ワークステーション 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町 5 番30号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 1 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社レオクラン
大阪府摂津市千里丘 2 丁目 4 番26号
- 5 落札金額
38,610,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 1 月 7 日